

# 1 三好丘旭行政区規約

私たちは、みよし市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎと潤いに満ちたより良い地域共同生活を創造するため、三好丘旭行政区を組織し、ここに三好丘旭行政区規約（以下「規約」という。）を定める。

## 第1章 総 則

（名称および構成）

第1条 この行政区は、三好丘旭行政区（以下「行政区」という。）と称し、行政区内の住民（以下「区民」という。）により構成される。

（目 的）

第2条 行政区は、区民の福祉の向上と住みよいまちづくりを図ることを目的とする。

（運営の基本理念）

第3条 行政区は、区民の個性と自主性を尊重し、その総意を前提として民主的に運営されなければならない。

（区 域）

第4条 行政区の区域は、三好丘旭一丁目から同五丁目および隣接する大字福谷字下り松の区域内（別紙1の図に示す区域）とする。

（事務所）

第5条 行政区の事務所は、三好丘旭集会所（以下「集会所」という。）に置く。  
この集会所の管理及び運営に関する事項は、この規約に定めるものを除くほか、「集会所の管理および運営に関する規則」で定める。

（事 業）

第6条 行政区は、第2条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- 一 区民の親睦に関する事
- 二 区民の相互扶助および福祉に関する事
- 三 区民の生活環境および生活安全に関する事
- 四 地域のコミュニティ活動に関する事
- 五 その他、住みよいまちづくりに関する事

## 第2章 組

（ 組 ）

第7条 行政区に組を設ける。

- 2 組の区域は、地理的条件等を考慮して定める。
- 3 区民数の増減により組内の人口に大幅な変動が生じ、行政区の運営に支障

をきたすと思われる場合は、区長は第12条に規定する三好丘旭行政区役員会（以下「役員会」という。）の同意を経て、組の編成および管轄区域を変更することができる。

（組長及び班長）

第8条 組に組長を置くほか、各組の状況に応じて、班長を置く。

組長から、担当する組の班長を新設または増員したいという申し出があった場合は、区長が役員会の同意を得て決定する。

2 組と班の編成は、区長が役員会の同意を経て定める。

3 組長および班長は、組内の区民の互選または持ち回りにより交代するものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、組長および班長の職を免除することができる。

一 区長経験者

二 当該年度の4月1日に満75歳以上の世帯主および世帯員のみで構成される世帯

三 当該年度の4月1日に満65歳以上の世帯主のみの世帯

四 当該年度の4月1日に満65歳以上の世帯主および世帯員のみで構成される父母子家庭等の事由に該当する世帯

五 単身赴任者

六 その他、相当の事由があると区長が認めた場合

4 組長は、行政区活動の組の代表者として次の各号の役割を担当する。

一 組内の住民の異動状況の把握および連絡調整をし、区長に報告する。

二 組内の統括をし、諸問題の処理について区長に協議し、必要がある場合は役員会に議題として提出する。

三 区長の指示により、広報等の配付および各種回覧を行う。

四 会計の指示により、区費その他の徴収金を徴収する。

五 環境美化活動の各組の清掃責任者となる。

六 行政区の各行事の企画および運営を行う。

七 組内の住民の行政区行事への参加を呼びかけ、出欠の取りまとめを行う。

八 国勢調査の実施年度には、区長が組長を調査員として任命し、その担当する調査区の区民に調査票の交付および回収等を行う。

ただし、組長が何らかの事情により担当区域の調査員の職務ができない場合は、公募等により調査員を任命する。

九 その他、区長が依頼する事項を担当する。

5 班長は組長を補佐し、次の役割を担当し、その任期は原則として1年とする。

一 組長の指示により、区費その他の徴収金を徴収して、組長に渡す。

二 組長の指示により、各種回覧、配付等を行う。

三 班内の意見、要望等がある場合は、組長に報告する。

四 行政区の各行事の運営について、組長が依頼するときはその補助をする。

五 その他、組長が依頼した事項を担当する。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 行政区に次の各号の役員を置く。

一 区長	1名
二 区長代理	2名
三 会計	1名
四 組長	17名
五 顧問	1名
六 会計監査	2名

- 2 役員の選考は、区長が役員のうちから指名した委員で構成する役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催して行うものとする。その選考方法等は、この規約に定めるものを除くほか、三好丘旭行政区運営細則（以下「運営細則」という。）第1条に定める。
- 3 役員は、第15条に規定する三好丘旭行政区総会（以下「総会」という。）の承認を受け就任するものとする。
- 4 第1項第5号の顧問については、行政区の運営上必要があると区長が認める場合は、その選任を行い、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、原則として1年（就任の日の属する年度の4月1日から翌年3月31日まで）とする。

ただし、行政区の運営上必要があると認められる場合は再任することができるが、その任期は就任の日から最長2年までとする。

なお、区長については、行政区の運営に支障をきたす事由がある場合は、総会の承認を受け、2回目の再任をすることができるが、その任期は就任の日から最長3年までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政区の運営上必要があると認められる場合は異なる役員に就任することができるが、その任期は新たに起算するものとする。
- 3 区長が任期の途中で欠け、後任の区長を選任しなければ行政区の運営に支障をきたす場合は、区長代理が臨時の選考委員会を開催し、新たな区長候補者を選出するものとする。その候補者について、区長代理は役員会に提案しその同意を得て、後任の区長としてみよし市（以下「市」という。）に報告するとともに区民に広報する。
- 4 区長以外の役員が任期の途中で欠けた場合は、必要に応じて区長が後任の役員を選任することができる。  
ただし、後任の役員の選任が難しい場合は、区長は役員のうちからその同意を得て、欠けた役員の職務を兼務させることができる。

5 第3項および第4項の後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

(役員の職務)

第11条 役員の主な職務は、次の各号のとおりとする。

一 区 長

ア 行政区の代表としてその運営を行うとともに、区務を総括する。

イ 行政区の規約および区費徴収台帳等の重要書類について、運営細則第2条に規定するとおり、整理保管する。

ウ 区民の転入および転出等の異動の情報の把握をする。

エ 区民に弔事が生じ、遺族から弔問等の申し出がある場合には、運営細則第3条に規定するとおり、行政区を代表して弔意を表すものとする。

二 区長代理

ア 役員会等の行政区の会議の議長を務め、区長に事故あるときは、区長の専権事項以外の職務を代行する。

イ 役員会の議事録を作成する。

ウ その他、区長の職務を補佐するとともに、行政区の各行事の進行管理を行う。

三 会 計

行政区の収支、予算および決算等の経理事務を担当する。

四 組 長

第8条第4項に規定する職務を担当する。

五 顧 問

行政区の各行事の円滑な運営のために、役員の補佐をする。

六 会計監査

行政区の決算等の収支報告を監査する。

(役員会および委員会)

第12条 役員会は、第9条第1項に規定する役員（会計監査を除く。）で構成する。

2 定例役員会は毎月開催するものとする。

ただし、緊急の必要が生じた場合は、区長は臨時の役員会を開催することができる。

3 役員会は次の各号について審議および決議を行う。

一 区長会および区長協議会の報告事項

二 行政区行事の企画運営および収支報告事項

三 その他、行政区運営に関する事項

4 区長は、役員定数の3分の2以上から要請がある場合は、臨時役員会を開催しなければならない。

5 区長は、必要に応じて、第9条第2項に規定する選考委員会のほか、その目的に応じた委員会を設置することができる。

(部の設置)

第13条 区長は、第6条の事業を実施するため、次の各号の部を置くことができる。

ただし、行政区の事業運営上必要がある場合は、区長は役員会の決議を経て、各部の統合改廃を行うことができる。

一 防災・防犯・交通・環境部

防災訓練並びに災害発生時の区民の安全確保および財産の保全に関すること

交通安全、防犯対策の普及および防犯灯の管理に関すること

地域環境の美化および生活環境の向上に関すること

二 文化部

文化事業の企画と実施に関すること

三 レク部

夏祭り等のイベントの企画および実施に関すること

四 体育部

体育、健康づくり事業の企画および実施に関すること

五 広報部

区の広報活動および「旭だより」の発行に関すること

2 区長は、設置した各部の部長（以下「部長」という。）を組長または各団体の構成員の中から指名するものとする。

3 部長は、第1項の各部のリーダーとなり、各事業の企画、運営および進行管理等を行うとともに、細則第2条に規定するとおり、担当する行事資料等を整理保管し、次年度の部長等に引き継ぐものとする。

4 部長は、担当する部の事業に関連する対外的な会議等に出席する場合は、あらかじめ区長に報告するとともに、必要がある場合は、その会議の内容を役員会に報告しなければならない。

5 任期が満了した役員は、後任の役員から要請を受けた場合は、次年度の1年間は各部の事業について必要な情報および助言等の提供に協力するように努めるものとする。

(役員および班長の手当)

第14条 行政区は、役員および班長がその職務を遂行するために要する経費のほか、次の各号に定める手当を支払う。

一 区長	年額	200,000円
二 区長代理	年額	100,000円
三 会計	年額	100,000円
四 組長	年額	40,000円
五 顧問	年額	30,000円
六 会計監査	年額	3,000円
七 班長	年額	8,000円

- 2 前項において、複数の役員の職を兼務する場合は、それらの手当のうち最も高い年額のみを支給とする。

## 第4章 総会

### (総会)

第15条 行政区は、世帯主または世帯主を代理する世帯員（以下「世帯主等」という。）により構成する総会を開催する。

- 2 総会は、次の各号の審議および議決を行う。
  - 一 当年度の事業報告及び決算
  - 二 次年度の事業計画及び予算
  - 三 選出された役員等候補者の信任
  - 四 その他、行政区運営の基本方針に関する事項

### (召集)

第16条 総会には、定期総会のほか臨時総会があり、いずれも区長がこれを招集する。

- 2 定期総会は毎年度3月に開催し、臨時総会は必要の都度開催するものとする。

### (成立要件と議事)

第17条 総会は、第15条に規定する世帯主等の出席者および委任状の提出者（以下「出席者等」という。）が、行政区内の全世帯数の5分の2以上ある場合に成立する。

- 2 総会の議長は、出席者の中から互選する。
- 3 議案は、総会開催前の役員会で決議したうえで、総会に提出するものとする。
- 4 議事は、出席者等の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第5章 財務

### (区費)

第18条 行政区の運営経費の財源は、区費、市からの補助金、手数料およびその他の収入によりこれを充てる。

- 2 持家世帯（分譲マンション居住の世帯および持家を借りている世帯等も含む。）の区費は、1世帯あたり月額500円とする。

ただし、当該年度の4月1日に世帯主が満75歳以上の世帯は、月額250円とする。

- 3 アパートなど賃貸集合住宅世帯の区費は、1世帯あたり月額250円とする。

ただし、学生寮等の単身者用住宅居住者の区費は、1戸あたり月額100円とする。

- 4 事業所等の区費は、従業員数及び敷地面積などを総合的に勘案し、区長が当該事業所と協議してこれを定める。
- 5 年度途中の転入世帯については、転入した翌月から区費を徴収する。
- 6 原則として、納入された区費は、転出の場合を除いて、返却できないものとする。
- 7 区長が必要があると認める場合は、総会の議決により臨時区費を徴収することができる。

#### (区費の免除)

- 第19条 持家および賃貸世帯のいずれの場合でも、当該年度の4月1日に世帯主が満85歳以上の世帯は、区費を免除することができる。
- 2 世帯主および同居する世帯員全員が、やむを得ない事由により3か月以上にわたり住居を不在にする場合は、その間の区費を免除することができる。

#### (会計年度並びに予算および決算)

- 第20条 行政区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、その予算および決算については、各会計年度ごとに総会の承認を受けなければならない。
- ただし、当該年度の決算については、原則として2月15日を目途に収支の仮締めを行うため、3月分を収支見込み額として計上した決算見込み額の議案で総会に提出するものとする。
- 2 翌年度4月に前年度決算額が確定した後は、すみやかに会計監査の承認を受けたいうで、第1回役員会に提出し、承認の決議を得なければならない。

#### (特別会計)

- 第21条 区長が必要があると認める場合は、次のとおり特別会計を設け各年度の会計において積み立てを行い、その目的とする支出の財源とする。
- また、各年度の特別会計の予算および決算は、総会の承認を受けなければならない。
- 一 大型修繕積立金 上限600万円

## 第6章 雑 則

#### (規約の改正または廃止)

- 第22条 この規約を改正または廃止する場合は、総会において出席者等の3分の2以上の同意を必要とする。

## 附 則

- (1) 本規約は、平成4年4月1日から施行する。
- (2) 一部改正(第8条②及び第9条⑤)のうえ、平成12年4月1日から施行する。
- (3) 一部改生(第2章、第7条、第9条、第10条、第13条及び第18条)のうえ、平成17年4月1日から施行する。
- (4) 一部改正(第17条①及び第18条③)のうえ、平成18年4月1日から施行する。
- (5) 一部改正(第7条3項、第9条1項④、2項、4項及び第11条④)のうえ、平成19年4月1日から施行する。
- (6) 一部改正(第9条1項、第9条5項、第10条2項、第11条⑤⑥、第17条2項4項、第18条6項、第20条付則(1)(5)(6))のうえ、平成20年4月1日から施行する。
- (7) 一部改正(第8条3項、5項、第9条4項、5項、第10条2項、3項、第13条1項)のうえ、平成21年4月1日から施行する。
- (8) 一部改正(第9条1項、第10条1項、2項、第11条2項、5項、6項、第15条2項)のうえ、平成22年4月1日から施行する。  
ただし第9条第11条の運用は平成23年4月1日からとする。  
また、11条5項は平成23年3月31日をもって削除する。
- (9) 一部改正(前文、第8条3項、第13条3項追加、第18条1項、2項、3項、20条追加、20条は21条に)のうえ、平成23年4月1日から施行する。
- (10) 一部改正(10条1項、19条)のうえ、平成26年4月1日から施行する。
- (11) 一部改正(第20条)のうえ、平成27年4月1日から適用する。
- (12) 一部改正(第5条および第7条から第15条並びに第17条および第18条を改める。第19条以下を各1条ずつ繰り下げ、第18条の次に第19条を設け、第20条および第21条を改める。)のうえ、平成30年4月1日から施行する。
- (13) 一部改正(第9条から第11条並びに第13条および第14条を改める。)のうえ、平成31年4月1日から施行する。
- (14) 一部改正(第8条第4項第8号及び第9条第1項を改め、同条第5項を削除する。第14条第1項を改める。)のうえ、令和3年4月1日から施行する。

# 三好丘旭行政区 区域

